

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第14号

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県規則第46号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前		
<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考 この表に定める給料月額に<u>1,000分の978</u>を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。</p>	略	<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考 次に掲げる職員の給料月額は、この表に定める給料月額にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において知事が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p>(1) 職務の級が1級又は2級である職員 <u>1,000分の994</u></p> <p>(2) 職務の級が3級である職員 <u>1,000分の959</u></p>	略
略			
略			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則(平成18年鳥取県規則第28号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に達しないこととなるもの(知事が定める職員を除く。)には、<u>平成24年3月31日までの間</u>、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>	<p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に達しないこととなるもの(知事が定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>

<p>(1)及び(2) 略</p> <p>7 前項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用により他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、<u>平成24年3月31日までの間</u>、知事の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>8 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、<u>平成24年3月31日までの間</u>、前2項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>9及び10 略</p>	<p>(1)及び(2) 略</p> <p>7 前項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用により他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、知事の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>8 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前2項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>9及び10 略</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 職務の級及び号給が2級74号給から125号給までである職員（以下「特定職員」という。）に対する第1条の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則別表第1の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、同表の備考の規定中「1,000分の978」とあるのは、「1,000分の986」とする。
- 3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、同日において第2条の規定による改正前の現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則附則第6項から第8項までの規定の適用を受けていた職員であって次の各号に掲げるものには、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、当該給料月額と当該各号に定める額の差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 職務の級が1級又は2級である職員であって、アに掲げる額がイに掲げる額に達しないこととなるもの  
イに掲げる額から、アに掲げる額とイに掲げる額の差額に2分の1を乗じて得た額（その額が1万円を超えるときは、1万円）を控除した額

ア その者の受ける給料月額

イ その者が平成18年3月31日において受けていた給料の月額（同日において現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成17年鳥取県規則第89号）附則第7項本文の規定の適用を受けていた職員にあつては、同項の規定の適用がなかったものとした場合の給料の月額）に1,000分の978（特定職員にあつては、1,000分の986）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

(2) 職務の級が3級である職員であって、アに掲げる額がイに掲げる額に達しないこととなるもの イに掲げる額

ア その者の受ける給料月額

イ その者が施行日の前日において受けていた給料の月額から1万円を控除した額

- 4 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、平成25年3月31日までの間、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 5 前2項に規定する職員のうち、その者が平成25年3月31日において受ける給料の月額と同年4月1日におい

て受けることとなる給料の月額を比較して知事が特に必要と認めるものについては、同日から平成26年3月31日までの間の給料月額について必要な調整を行うことができる。

(雑則)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。